**令和８年（フ）第２８７号**
金沢市保古１丁目270番地　キャッスル幸ＡＣＴ３・107号、従前の住所金沢市畝田西４丁目72番地１　ポンパブランカ８・305号
債務者　村　　瑞稀
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　金沢地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第３２７号**
金沢市東力２丁目114番地　ホームタウン東力南401号、従前の住所栃木県宇都宮市戸祭４丁目16番６号　カージナルスマンション戸祭205号室
債務者　峯　奈津貴
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　金沢地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第７８号**
長野県岡谷市川岸上三丁目10番28―１号
債務者　久保村啓子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　長野地方裁判所諏訪支部

**令和８年（フ）第１０５９号**
京都市中京区御池通油小路東入石橋町435番地　パインフィールド御池　903
債務者　京・叡善こと　岡野　晃子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**令和８年（フ）第１０８３号**
京都市伏見区淀下津町153番地１　イロハ淀下津町102
債務者　中山　裕太
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**令和８年（フ）第１１０３号**
京都市南区吉祥院井ノ口町34番地１　アゼリアマンション303
債務者　平下　竜一
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**令和８年（フ）第１１７０号**
京都市山科区四ノ宮小金塚８番地の550
債務者　清水　豊夫
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**令和８年（フ）第１２１８号**
京都市右京区西院北井御料町18番地１　ベラペルソン　106号
債務者　加藤　亨之
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**令和８年（フ）第１２７４号**
京都市伏見区久我東町201番地１　市営住宅２棟202号
債務者　筒井登美雄
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**令和８年（フ）第２９３号**
徳島県板野郡板野町大寺字岡山路８番地282　板野ハイツ101号
債務者　逢坂悠太郎
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　徳島地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第３０４号**
徳島県徳島市春日三丁目１番８号
債務者　米倉　　清
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　徳島地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第３２１号**
徳島県徳島市北矢三町四丁目７番46―45号　サンハイツＡ　45号室
債務者　藤岡　　愛
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　徳島地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第４９３号**
大分市下郡中央３丁目７番２号　パークハイツＡ103
債務者　棚田美映（旧姓吉金）
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**令和８年（フ）第２４０号**
青森市勝田１丁目11番16号　コーポ千島Ｂ―202
債務者　横内　　智
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで　青森地方裁判所民事部破産係

**令和８年（フ）第１２８号**
青森県弘前市大字小比内二丁目１番地３、旧住所青森県弘前市大字城東四丁目２番地６　三浦住宅
債務者　三上　安加
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで　青森地方裁判所弘前支部